

## 第 776 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 29 日 (水) 13 時 55 分から 14 時 30 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 神奈川県漁業調整規則の一部改正について (資料 2)
- (3) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 3、3-1、3-2)

#### 2 協議事項

- (1) 「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限」に関する委員会指示の事前協議について (資料 4)

#### 3 報告事項

- (1) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 5)

#### 4 その他

- (1) その他

### 出席者

- ・ 委員  
漁業者委員 青木勇、青木勝海、大竹清司、小澤紳一郎、小菅君明、小山雄輔、  
福本憲治、宮川均、山田正行  
学識経験委員 鶴飼俊行、櫻本和美、玉置泰司  
中立委員 小坪淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、村尾主事、芳山技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第776回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が3件、協議事項が1件、報告事項が1件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

大竹委員、小澤委員よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは大竹委員、小澤委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事

【資料1に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続いて諮問事項(2)「神奈川県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹

【資料2に基づき説明】

議 長

法律の改正に伴う県の利用調整規則の一部改正ということですが、この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて諮問事項（３）「くろまぐろに関する令和６管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料３に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員

すみません。

議 長

はい、お願いします。

玉置委員

今の参考資料で、漁船漁業の方は今回改定したものを下に括弧書きにして、今までの割当量をその上に書いていますが、定置の方は今回変えたものを入れていないのですけれども、特にここで書き分けたのは、何か理由があるのでしょうか。

議 長

はい、お願いします。

水) 芳山技師

すみません。こちら少し分かりにくくなってしまって申し訳ないのですけれども、漁船漁業については今月、１月１０日時点で１２月の漁獲量を確定し、繰り越しの手続きを行いまして、既にもう新しい漁獲枠での運用が始まっております。

一方、定置漁業については少し漁獲情報に誤りがございまして、その精査及び整理に時間を要しておりまして、まだ繰越の手続きが済んでおりません。ですので、漁船漁業については繰越し後の漁獲枠で、定置漁業については繰越し前の漁獲枠で記載してございます。

玉置委員

分かりました。

議 長

他に何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続きまして、協議事項（１）「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限に関する委員会指示の事前協議について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事

【資料４に基づき説明】

議 長

何度かこの委員会でも議論になった内容だと思いますけれども、委員会指示の区域の変更ということです。

これについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員一同  
議長

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては真鶴の委員会指示線を一部見直す方針とし、詳細につきましては3月の委員会での決定を目指し、今後作業を進めることをしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

はい、それではそのように決定いたします。

続いて報告事項（1）「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事  
議長

【資料5に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

はい、それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局、水産課から何かございますか。

はい、お願いします。

水) 照井GL

水産課 照井でございます。前回の委員会で、くろまぐろの本県漁獲枠拡大について、国へ何回程度働きかけを行ったのかという御質問をいただきまして、知事名での要望書提出は2回とお答えいたしましたけれども、その件につきまして補足をさせていただきます。

正式な知事名での要望の発出は2回ですけれども、それ以外に水産振興担当課長が水産庁を訪問し要請したことが1回、その他6回行われました国の会議等で、その都度本県の状況説明や要望等を行ってまいりました。また、その会議の前後でも、国の担当者へ働きかけを行っております。その他、電話やメール等で10回程度は国への状況報告や働きかけなどを行いまして、国の御理解を得られるように努力してまいりました。

説明は以上でございます。

議長  
福本委員  
議長

この件に対して何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

水) 芳山技師

前回の委員会の際にかたくちいわしの漁獲可能量の設定について御質問いた

だきまして、本県の参考となる数量とシェアについての御質問をいただいたと思うのですけれども、こちらの通知がございましたので、この場でお知らせいたします。

神奈川県のかたくちいわし太平洋系群漁獲可能量は9万2千トンの内数となっておりますが、このうち神奈川県の管理を行う際の参考となる数量は1,316トン、参考シェアは1.4%と通知されました。参考に直近3年、令和3年から5年の神奈川県のかたくちいわしの漁獲量についても調べたのですが、令和3年が803トン、令和4年が500トン、令和5年が499トンという状況でございました。

以上で御報告を終わります。

議長

これにつきまして何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

福本委員

獲ってよい数量をもう一度お願いします。

水) 芳山技師

参考となる数量ですね。1,316トンです。

議長

よろしいですか。

福本委員

はい。

議長

これは、もし1,316トンを超えたとしても別に制限がかかるものではないということですね。

水) 芳山技師

はい。まだ漁獲量管理をするための体制を整える第1ステップの段階ですので、厳格にこの数量守ることを求められている段階ではございません。

議長

はい、分かりました。

他に御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれにて閉会といたします。

次回は2月26日水曜日14時からの開催を予定しております。よろしく御願いたします。

どうもありがとうございました。